

船橋市PFI事業専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 PFI事業の導入に当たり、PFI事業者の選定等必要な事項の調査・審議の公正性、透明性及び客観性を確保するため、船橋市PFI事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施方針の策定に関すること。
- (2) 特定事業の評価及び選定に関すること。
- (3) PFI事業者の募集、評価及び選定に関すること。
- (4) その他事業の推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 市長は、適正な調査・審議を行える人数の委員を、PFI事業ごとに、学識経験者及び市職員等のうちから委嘱し、又は任命する。ただし、委員の過半数は、学識経験者とする。

- 2 委員の任期は、担当する事業に関する調査・審議が終了するまでとし、当該事業に関する調査・審議が終了したときに、解任されるものとする。ただし、担当する事業に関する調査・審議が3年を超えるときは、3年とし、再任を妨げない。
- 3 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第5条 専門委員会において必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に調査・審議を行わなければならない。

- 2 委員は、調査・審議しているPFI事業に関する入札及び提案については、参加することはできない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、P F I 事業の担当課において処理する。

(災害補償)

第8条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。